羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

令和3年2月号 vol.76



先日、49歳の誕生日を迎えました。40代最後の1年です。

あるスポーツ選手が、40代は一時的に体がしんどくなり、運動することがきつくなる時期があるけれども、そこを我慢して運動を続けたら、体が軽く感じられる日がやって来るとおっしゃっていました

実は、この数年は走るのしんどかったのですが、昨年の秋くらいから、以前の感覚が戻ってきた気がします。お客様に元気を届けるためにも、まだまだ走り続けたいと思います。



" 走る税理士" が教える今月の税務・会計・法務マメ知識

令和3年度の税制改正が、現在、国会で議論されていますが、住宅ローン控除特例がコロナ禍で延長になる見込みです。通常10年間の住宅ローン控除期間が13年間に延長されています。

"住宅ローン控除の控除期間の特例措置が延長されます"

住宅ローン控除は、通常は10年間限定の控除期間となっていますが、消費税10%引き上げに合わせて、控除期間を13年間とする特例措置が設けられました。

コロナ禍で、この特例措置が以下のとおり延長となる見込みです。

「<u>消費税10%</u>で以下の契約期間で取得をし、令和3年1月1日から令和4年12月31日までに入居を済ませる必要があります。」

○居住用家屋の新築の場合

契約期間:令和2年10月1日~令和3年9月30日

○分譲住宅・中古住宅の取得、家屋の増改築等

契約期間:令和2年12月1日~令和3年11月30日

取得の形態により契約期間が異なっているので注意が必要です。

また、住宅ローン控除はこれまでは床面積50㎡以上の住宅にしか認められていませんでしたが、合計所得金額1,000万円以下を条件に、床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅も対象になる見込みです。

「今月の本の紹介」

「日本習合論」

(内田 樹 著・ミシマ社)

今は当たり前のように別々になっている神社とお寺。でも、かつて は神仏習合という雑種文化が日本の当たり前の姿でした。

日本人とは?って、何となくシンプルに考えてしまいがちですが、 土着の文化に、大陸から渡ってきた様々な文化の良さを取りれ、包 み込んで魅力のある美味しいものに変えてきたのが日本人なんで すね

あまり物事を単純化し過ぎず"習合"してみるというのも面白い視点だと思いました。

「気まぐれ簡単レシピ」

<カレー鍋>

- ・粗びきソーセーシ゛6本→切り目を入れる
- ・玉ねぎ 1個→串切り、人参 1本→半月切りキャヘッ 100g→サケ切り、エリンキ 100g→縦に3~4等分
- ・水 800ml、醤油 小2、オイスターソース 小2、みりん 大2 スープの素 2個 (A)
- ①鍋にか一粉 小4、バター 200gを入れ火にかけなじませる。
- ②(A)を加え煮立ったら具材を入れる。

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号

羽田博樹税理士事務所